

産業廃棄物の保管の基準（収集、運搬、処分）

産業廃棄物の収集、運搬、処分に係る保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、以下の基準を遵守することが義務付けられています。

① 積替えのための保管の場合は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

③ 見やすい箇所に掲示板（縦横60cm以上）が設けられていること。

記載内容

「産業廃棄物の保管場所である旨」「保管する廃棄物の種類」

「保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先」

（屋外で容器を用いずに保管する場合）「最大保管高さ」

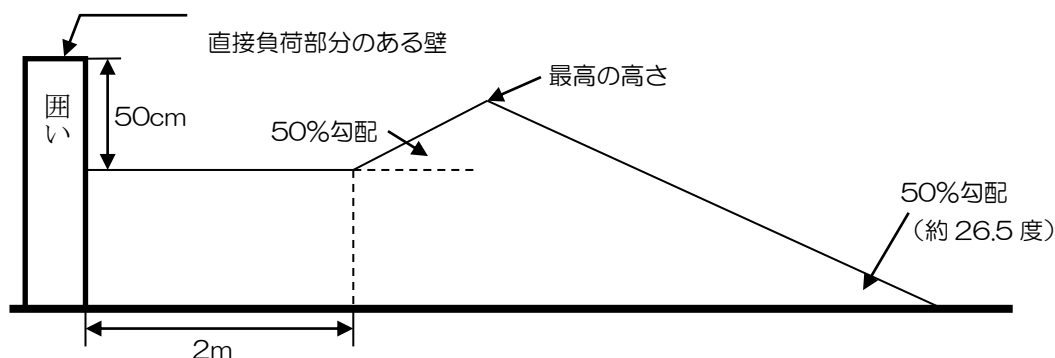
（排出場所以外で保管する場合）「保管数量の上限」（⑤参照）

④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

- 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

- 野外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること。

- ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%（角度にして約26.5度）以下
- ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下とし、2m以上の勾配は50%以下



⑤ 積替えのための保管の場合は、保管する産業廃棄物の数量が、その保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

処分のための保管の場合は、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合がある場合は、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。